

## 染型紙の編年に関する試論 (その1)

A chronological study on Japanese stencil paper I

長崎 巖

Iwao NAGASAKI

はじめに

筆者は、本学部紀要第53号(平成19年1月刊行)において、「日本の型紙染の発生と展開に関する一考察」と題し、日本の型紙染の発生とその展開について研究成果を発表している。その概要は、型紙染が絹製紋織物の代用品としての需要から発生したものであり、従って絹では不都合な特定の用途を持った特定の部位に使用されることから始まり、やがてその量産性に注目が集まると、近世には衣服を中心に使用範囲が拡大し、階層で言えば武家から町人、庶民へ、性別で言えば男性から女性へと広がっていったことを明らかにした。

またその事例として、江戸時代のファッションブックである小袖雛形本のひとつ、元禄13年(1700年)刊『当流七宝常盤ひいなかた』(図版1)に、友禅染などを用いて比較的絵画的に表される通常の大柄な小袖模様とともに、「小もん」「中小紋」「おぼろ小紋」の3種の型紙染の模様335図が収録されていることを紹介した。ここで「小もん」と呼ばれているものは小柄で幾何学的な模様を表わし、「中小紋」と呼ばれているものは植物や鳥、扇などを比較的大柄に表わしているが、それらはそれぞれ、現在、「小紋」「中形」と呼んでいるものに近く、当初は模様の大きさからこのように呼ばれたものが、後に分類概念がさらに厳密化した結果、明治時代以降、模様が特に小さく絹地に施されるものを「小紋」、模様が「小紋」よりも大きく、木

綿地に施されるものを「中形」と呼ぶようになったと考えられることを示した。

しかしこうした型染に使用される染型紙そのものの編年や様式変遷は、先行研究においてもほとんど行なわれておらず、ただ外見上の印象によって、江戸時代か明治時代以降であるかが語られる程度であるのが現状である。それは、型紙染が衰退をたどる大正時代以降も古い型紙が継続的に使用されたり、古い型を写して新しく型を彫り、使用するという事が行なわれた結果、現存する型紙の模様や型紙の形状に新旧のものが入り乱れていることに原因があると思われる。

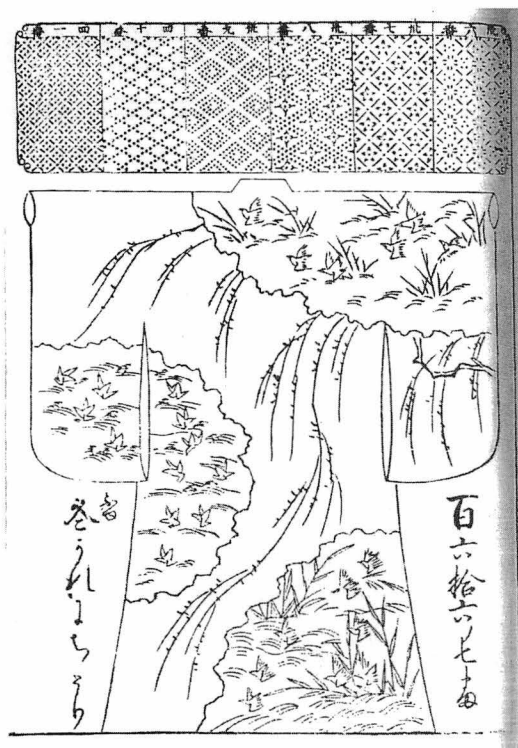
筆者が現在行っている研究は、染型紙の現存が確認されている江戸時代中期から型紙染が衰退に向かう大正時代前期までの染型紙の様式変遷を明らかにすることを目的とするものであるが、本稿では、その前半部分のまとめとして、墨書銘を有する型紙(図版2)を中心に、各地の型紙コレクションに関する情報や個々の型紙のデータを整理・分析することにより、江戸時代から明治時代にかけての染型紙の編年を行ない、今後の型紙の時代判定の指針とする。

染型紙には外見上の様式変化のみでなく、紙質にも時代的な変化や特徴が見られることはいうまでもないが、研究の手法としては、まずは一部に基準となる数値を維持しながら、時代の推移とともに他の部分に数値の経時的な変化が現われる型紙の法量に注目し、その時代的な変化を追うことにする。

具体的には、現存する染型紙のうち、江戸時代の型紙について、墨書による紀年銘を持つ作品のデータを可能な限り収集し、型紙の法量に、時期によってどのような数値的特徴が現われるのかを明らかにするが、その際重要なことは、記された墨書の内容や意味を解釈するとともに、これらが記された目的や時期を明らかにすること、更には何よりもこれらの墨書が偽銘ではないかどうかを検証することである。特に紀年銘は本研究において出発点としての意味を持っているだけでなく、今後の染型紙研究にとっても重要な役割を果たすと考えられるからである。従って、本稿ではまず、染型紙における紀年銘墨書について検討を加え、次にこれを持つ現存型紙の一覧から江戸時代から明治時代の染型紙について読み取れることを整理したのち、この

期間における染型紙の法量上の変遷を明らかにする。

なお、本稿に引き続き、次稿においては、海外に流出した染型紙を資料として、それぞれの美術館や博物館の所蔵となった年代が明らかでない作品群を比較し、形状や法量の変遷を明らかにすることにより、年代ごとの型紙の形状変化の実態を導き出す。さらに以上の手法によって明らかとなった形状における染型紙の編年にそって、染型紙に彫刻された意匠が、本稿で執筆の対象とした江戸時代から、次稿で執筆の対象とする明治時代にわたって、時代とともにどのように変化していったのかを明らかにする。



図版1 元禄13年(1700)刊『当流七宝常盤ひいなかた』



図版2 型紙(資料番号74)

紀年銘墨書を持つ染型紙

（紀年銘墨書の信憑性について）

現存する染型紙の中に墨書による紀年銘を持つものがあり、これによって型紙の制作年代を推し量れる可能性がある。しかしその多くが江戸時代の年代を記し、またそのような墨書を持つ型紙が、特定のコレクションに集中していることから、これらを近代以降意図的に書き加えられた偽銘ではないかとする意見もある。ただし、そうだとすればそれらが何故施されたかを考える必要があり、また詳細な検討ののちにそのことが明らかになれば、史的 연구においては当然これらを染型紙の編年資料としては除外する必要が生じる。しかし筆者は、これまでの染型紙の研究の過程で、以下に述べるような理由により、現存する染型紙に見られる紀年銘の多くは偽銘ではないと考えている。

その理由のひとつは、年紀を含まない墨書と年紀を含む墨書とを比較するとき、両者に共通する記述形式が少なからず認められること、また両者に同一の人名や屋号が記されている例がいくつか見られること、しかも人名や屋号とともに年紀が記されている型紙において、年紀と人名や屋号が、多くは同筆と考えられる筆跡で書かれていること、などである。

例えば、「古川忠兵衛」という人名を記した墨書を持つ型紙に、「文化五歳 戊辰五月吉日 古川忠兵衛本」（鈴鹿市・資料番号171）、「文政六未五月 古川忠兵衛」（京都国立博物館・資料番号232）のように元号を記したものと、「むまの中春 古川忠兵衛本」（鈴鹿市）、「子正月新形 古川忠兵衛本」（鈴鹿市）のように干支のみ記したものと、そして「古川忠兵衛本」（鈴鹿市）のように人名のみを記したものがあることは、墨書そのものが必要に応じて自然に書かれたものであることを示していると思われる。

型紙に見られる墨書の紀年銘が偽銘ではないと考えられる二つ目の理由は、現在の美術史研究においては、紀年銘が非常に重要視されてお

り、主に絵画や彫刻、また現存遺例は多くはないが工芸にあってもこれが貴重視されているものの、そうした見方（価値観）が生まれたのは、実は大正時代以降であること。しかも現存する江戸時代や明治時代の型紙が文化財として見られるようになり、紀年銘を有することが染型紙にとっても非常に価値あることと考えられるようになったのは、ここ30年ほどのことであり、それ以前はもっぱら型彫技術の優秀さや意匠の美しさに染型紙の評価基準があったこと。従って、明治時代以前には、あえて偽りの紀年銘を墨書する必然性がなかったはずだ、ということである。

具体的にいうと、染職人は常に型紙の古さや年代ではなく、彫りや模様製の質の高い型を評価するから、明治時代以降、古い型を収集するにあたっては、型屋や染屋がこれらを収集していたとすれば、紀年銘は彼らの大きな関心事ではなかったと推測される。

そして紀年銘を持つ型紙が多く含まれているコレクションは、博物館や美術館、資料館等の蔵品となるまでは、いずれも染屋（染色業者）や型屋によって収集されたものであったことからすれば、前記の理由により、彼らにこれを販売した人物が偽銘を記すメリットは殆どなかったと想像される。

また、型紙に骨董品としての大きな付加価値を与えるために紀年銘が記されたとしても、前述の理由により、その時期は比較的最近でなくてはならない。しかし、現存する紀年銘墨書の多くは、いずれも戦後になって書かれたと想定できるほど、外見上生々しい印象を与えないことからすると、年紀は型紙の売買価値を高めるために後に書き加えられたものではないと推測される。

更に三つ目の理由としては、染屋の活動時期と廃業時期から、江戸時代後期にすでに購入されていたことがほぼ明らかな東北地方所在の型紙や、明治時代中期にその美術館や博物館の所蔵となったことが分かっている海外流出した型

紙にも、数は非常に少ないが、同様の紀年銘墨書を持つものが見られるということを示すことができる。前者は、紀年銘墨書がすでに江戸時代後期に記されていたことを示すものであり、また後者は、購入者が日本語が全く読めない外国人であり、紀年銘墨書が販売上のメリットを全く持っていないと考えられる例である。

海外流出した染型紙については次稿において詳しく述べるが、海外の美術館や博物館に所蔵されている染型紙には、収蔵された年が明らかなものが少なからずあり、それらは型紙が日本から流出した時期の下限を明らかにするとともに、型紙が制作された下限を示すものでもある。明治33年(1900)頃までにそれらの美術館や博物館の所蔵品となっている型紙に記された紀年銘は、前述のように偽銘である可能性がほとんどないばかりでなく、墨書が記された時期が館有に帰した時期以前であることを示している。

このように現存する染型紙に見られる墨書の紀年銘は偽銘である可能性は非常に低いということができ、だとすればその他の墨書もまた同様に信憑性あるものといえる。

#### (紀年銘墨書の用途・目的)

型紙の制作から販売、使用に到るプロセスは、まず型屋専属の型彫り職人または傘下の型彫り職人によって型紙が彫刻され、これに型屋の商印などが捺され、型屋によって各地に行商される。各地方にも地元の型屋があるが、ここでは自作した型紙のほか、伊勢白子や寺家、あるいは京都や江戸から行商に来た型屋から購入した型紙を、地元の染屋に販売したり、周辺地域の染屋に行商し販売する。各地の染屋は、型屋から型紙を購入して型付けし、型染の小袖や浴衣を制作した。

墨書の多くはこの染屋において加えられたと推測される。それは、型紙に書かれた墨書の中に、「市川作兵衛本 寛政十二年甲九月□すり大極上の旨」(鈴鹿市・資料番号148)、「下形に

御座候 文化七年 申九月 十五歳而て 形屋竹藏 身分之」(鈴鹿市・資料番号180)、「弘化五年三月之つたノ葉模様入上形之 上 下 大極秘伝」(東北・資料番号293)、「右ノ形ハ模様入御見合被成下度奉願上候 嘉永□・・・・」(東北・資料番号308)のように型紙の格付けを示す記述や、相手は不明ながら型紙の使用に関する申し送り事項を記したもの、さらには所蔵する型紙の中での通し番号や分類記号などを記すものが見られることでわかる。

それでは墨書による紀年銘はどういう目的で記されたのであろうか。また記された年月日は何を示しているのであろうか。そのヒントになるのが、年紀とともに記されている人名を主とする墨書である。これらは年紀を伴わずに記されていることもあることから、前述のように年紀を持つ墨書の信憑性を検証する一助となるものであるとともに、型紙にどうして墨書銘が記されたのかを暗示している。

型紙に見られる紀年銘には、型紙が制作された時期に比較的近いと考えられる頃のもの、偽銘ではないが、型紙の制作期と墨書が記された時期の関係が明らかでないものとの二種類がある。

前者は、型紙を購入した染屋が、おそらく次回購入の時の参考とするために記したと思われるもので、その型紙を購入した型屋の名前とともに、購入した年月を墨書したと考えられるものが多くを占める。

表記として最も多く見られるのは、「享保十六年六月吉日 形屋兵次郎本」(東京芸術大学蔵・資料番号29)、「壬寛政四歳子十月吉日 形屋與惣吉ほん」(東京芸術大学蔵・資料番号133)、「天保貳卯八月之作 形屋吉兵衛本」(京都国立博物館蔵・資料番号256)、「天保拾三子(ママ)年 形屋多郎太夫本」(京都国立博物館蔵・資料番号282)などのように、年号や月名に続いて型屋の名前を記した後に「本」と付記するもの、及び「正徳三年巳ノ三月十三日 寺家村形

屋兵五郎」（東京芸術大学蔵・資料番号10）、「（表）乙明和二年（裏）明和四年丁正月 形屋幸助」（東京芸術大学蔵・資料番号82）のように、年号の後に型屋の名前だけを記すものである。

両表記がほぼ同様の意味をもつことは、「文化十四年丑春 尾久山兵助本」（鈴鹿市・資料番号198）、「文化十四 丑仲秋 尾久山兵助」（鈴鹿市・資料番号200）のように、まったく同様の表記形式で、人名のうしろに「本」と付記するものとししないものがあることから明らかである。「本」という言葉には、「もとからあるもの」「もととしてみならうべきもの」（『広辞苑』第3版）という意味があるほか、絵画等で必ずしも冊子・卷子になっていないものに対しても、所蔵を異にする同種作品に関しては、伝統的に「〇〇家本」「〇〇博物館本」といういい方をしていることから、こうしたことが推測される。また「寶曆十 庚辰十一月吉日 勢州白子寺家形屋鈴蔵作本」（鈴鹿市・資料番号72）のように、「形屋〇〇作本」と記されるものが存在することもこれを裏付ける。

墨書に見られる人物名や屋号が型紙を制作した型屋のそれであることは、名前の前に「形屋」と付記されているものが少なからず見られることから明らかであるが、「安永六酉十月吉日 田金屋庄兵衛本（上）三月九日」（鈴鹿市・資料番号102）、「安永二巳九月 小林兵次郎本 □小林兵次郎」（鈴鹿市・資料番号92）、「元治元年甲子夏 山中兵助本」（東京芸術大学蔵・資料番号324）の墨書に見られる、田金屋庄兵衛および小林兵次郎、山中兵助の名が、天保5年（1834）7月の伊勢白子・寺家の型売り仲間台帳『天保五年子七月 白子寺家両村紺屋形売共人別名前并出稼国々改帳』（田中四朗『伊勢型紙の歴史』〈昭和45年・伊勢型紙の歴史刊行会〉所載）の「四国中国行き仲間」に見られる（註1）ことも、更にこれを裏付ける。

なお、表1に示した墨書には、名は合致しないが、姓が『天保五年子七月 白子寺家両村紺

屋形売共人別名前并出稼国々改帳』に記載されている型売り仲間のそれと一致するものが多数含まれている。

また宮城県登米郡米山町の旧紺屋、新田家に残されていた2102枚の型紙の中にも、『天保五年子七月 白子寺家両村紺屋形売共人別名前并出稼国々改帳』に「奥州南部行き仲間」として名が掲載されている和田甚兵衛・尾崎利兵衛を示すと推測される「甚兵衛」「利」の墨書が見られる（註2）。

このほか、墨書には、「（表）文政己九（？）□□□ 霜月吉日（裏）式百文 □条□相」（鈴鹿市・資料番号239）のように、購入価格を記したものや、「宝曆九巳卯七月日 勢州白子寺家南之郷 形屋兵次郎本」（東京芸術大学蔵・資料番号69）、「于時明和五歳子十二月上旬 勢州不断桜之住 北村嘉助本」（鈴鹿市・資料番号86）、「壬享和二歳戌二月吉日 江戸大傳馬町貳丁目 中島屋」（東京芸術大学蔵・資料番号151）（註3）のように、型屋の所在地が記されたものもある。

さらに、「元禄七曆式月吉日形屋 勢州安藝郡白子寺家 次郎作」（鈴鹿市・資料番号2）、「此迄は新型 宝曆六 丙子年九月五か二兵作 彫世」（鈴鹿市・資料番号62）、「（表）播州（線で訂正）播州東城都 大城進手筋 折屋町（裏）天明式壬寅年 作者兵助多（？）金屋庄左兵衛門本」（鈴鹿市・資料番号118）のように、型の作者（彫師）の名前を記したのも見られる。そしてこうしたものの中には、「天明貳壬寅十二月吉日 多金屋庄左衛門本 作者半助」（鈴鹿市・資料番号117）、「近年の□□□ 庚寛延三歳午六月吉日 勢州白子堺町 多金屋庄兵衛本 作者正直」（鈴鹿市・資料番号52）のように、同じ形屋に所属する異なる彫師による型紙であることを示す墨書も見られる。

型紙の作者に関しては、「天明四年甲辰二月吉日 市川弥兵衛作之」（鈴鹿市・資料番号121）、「天明四年辰壬三月吉日 市川弥兵衛蔵之」（鈴鹿市・資料番号122）のように、作者と所蔵者

が同一人物であるケースが見られ、これらは、当時は染屋が型紙を自作することもあった可能性を示唆している。

一方、これら以外に年月のみを記したのも少なくないが、これまで見てきたように、これも型紙を購入した年月を記したものが大部分を占めると考えられる。

以上のことから、型紙に墨書された人名や屋号は型屋のそれであると推測されるが、型紙を購入後、染屋が型紙にこれらを忘れずに書き付けるためには、入手後比較的日子を置かずにこれを行う必要があったと考えられる。「安永六酉五月 廿九日」(鈴鹿市・資料番号98)、「安永六酉十月吉日 田金屋庄兵衛本 (上) 三月九日」(鈴鹿市・資料番号102)のように、月だけでなく日まで記したのも、また「嘉永五子とし 新形」(東京芸術大学蔵・資料番号302)、「此迄は新型 宝暦六 丙子年九月五か二兵作彫世」(鈴鹿市・資料番号62)のように、新型であることを記したものがあることや、年月を記した後に「吉日」「吉祥日」と付記しているものが多いことから見ても、新たに入手したことをきっかけにこれらが記されたものと推測して良いであろう。

一方、染屋が型紙を購入したのち、墨書を施すまでの時間経過が明らかでない紀年銘の例としては、「小林兵治良本 天明元年九月吉日うし 小林兵衛 書之 天明元年丑八月吉日」(鈴鹿市・資料番号114)や「辛明和八年 宇奈月二十八日改 長嶋正左衛門本 三治良調 則之秋草が延び□□□まかり成申候」(鈴鹿市・資料番号88)などがあり、前者は購入後比較的すぐである可能性が高いが、後者は「改」とあるので、後日の存在確認のために記されたものである可能性もある。

これらの他に、現存する型紙の中には、書かれた意図が明らかでない墨書も見られるが、数はそれほど多くない。

## 法量から見た江戸時代の染型紙

### (年紀と型紙の年代)

前節での考察から、年紀を持つ墨書の用途や墨書が記された背景、記されている内容の概略が明らかになったところで、それらの年紀を型紙の制作年代からさほど遠くない時期のものとして、紀年銘を手がかりに、江戸時代における染型紙の編年を試みたいと思う。

染型紙の多くが絹もの小袖あるいは木綿の浴衣に使用されたことからすれば、流行遅れの型紙を何十年にもわたって使用することは、友禅染や絞り・摺匹田・刺繍などを加飾技法として用いる通常の小袖の例を見ても考えにくい。染屋が型屋から購入した型紙に購入年月を記しておく必要があったのも、流行遅れの型紙を使用しないようにするための手立てであったと推測される。

従って、型紙に記された墨書銘をおおむね型紙購入の年に記されたものとしてよいと思われるが、型紙の多くは、伊勢を中心に、江戸・京都などの限られた型紙産地からの行商によって各地にもたらされたと考えられるから、型紙の制作から染屋の手に渡るまでに要する時間も考慮しなければならない。伊勢から東北地方であれば半年ほどの時間差がそこには生まれ、また制作してから紙を枯らし、商品として落ち着かせる時間がまた数年という単位であれば、厳密に型紙の制作時期と型紙の年紀との間にはずれがあるといわなければならない。

しかし一般に、染織品における様式の編年に関しては、一つの様式が行われた時期には当然幅があることから、型紙に記された年紀の前後数年の間にその様式が行われていたと考えることはできる。本稿においても、型紙に記された年紀によって、その型紙に見られる様式を、墨書に記された年、及び前後数年間に行われていた様式と解釈している。

具体的作業としては、紀年銘墨書を持つ型紙の法量の一定の期間ごとの平均値を求め、それ

らが時期によってどのように変化していくのかを明らかにし、各時期の平均的法量を基準値として、今後紀年銘を持たない型紙の年代判定の手がかりとなるようにする。

#### （法量の分析方法）

表1は、年紀のある墨書を有する型紙の一覧表である。各所蔵者が公表している表2に示した型紙の各データベースから、年紀のある墨書を持つ型紙を抜き出し、年紀の時代順に並べたもので、型紙に記された墨書のほか、型紙の幅と天地、型の幅と天地の法量を記している。

ただし、『染の型紙』「資料7」には、京都国立博物館所蔵の型紙のほかに、『鈴鹿市所蔵古代型紙目録』、『江戸小紋と型紙 極小美の世界』所載の型紙に関するデータが収録されており、これらは基本的にそれぞれの所蔵者によるデータベース所載の型紙と重複しているため、墨書の記述と法量に関しては、原則的に『鈴鹿市所蔵 古代型紙目録』、『江戸小紋と型紙 極小美の世界』に記された情報の方を優先し、表1に記載した。また鈴鹿市所蔵の型紙については、『鈴鹿市所蔵 古代型紙目録』に収録されていないと考えられる型紙のデータも何枚か『染の型紙』「資料7」に収録されているため、これらは鈴鹿市所蔵の別の型紙として表1に加えている。

表2に示したデータベースのうち、『鈴鹿市所蔵 古代型紙目録』、及び『ときめくファッション 小町娘からモダンガールまで』所載「型紙データベース一覧表」に収録された型紙には、彫られた型の幅と天地の法量とともに、型紙全体の幅と天地の法量も収録されているが、残念ながら、『型紙 宮城県米山町新田家に伝わる』所載「型紙一覧表」、『江戸小紋と型紙 極小美の世界』、『染の型紙』「資料7」収録の型紙では、型紙の幅と天地を測っておらず、型紙そのもの法量についてはやや情報が欠けるといわざるを得ない。しかし表1に収録された紀年銘墨書を持つ型紙の中では、前2者を合わせ

た型紙の占める割合がかなり大きいので、本稿では型紙そのものの法量についてはこれらを用いて述べる。

また表1においては、模様に関する情報は割愛してあるが、それは、表2に示したいずれのデータベースにおいても、模様に関する情報は、すべて個々の型紙の模様の中に見られるモチーフを列挙したものであり、染型紙の時代判定においては二次的にしか使用できないものであるからである。もちろん江戸時代と開国以降の明治時代の模様には、当然使用されるモチーフに差異は現れるが、江戸時代の中においては、そうした大きな違いは現れないことも、またその理由の一つである。

型紙の形状変化については、これまで行われてきた研究では、切り透かされた型の部分の大きさ（法量）にのみ関心が向けられてきた。本研究においても、江戸時代の型紙の編年に関しては、型の大きさを中心に置いている。型の大きさのうち、幅は絹や木綿の着尺の織幅に縛られるため、時代による大きな変動はないと考えられるが、天地は時代によって変化する可能性がある。型の幅が比較的固定されているとすれば、天地の寸法によって一回に防染糊を置く面積が変わり、仕事上の都合・不都合や作業に要する時間、ひいては作業能率が変わってくるからである。

表3は、型紙における紙の幅と天地、型の幅と天地の法量の時期による平均値の比較を行ったものである。ただし、平均値を取るに当たって、紀年銘墨書を持っているため表1に収録されていても、法量が例外的に大きな値を示す型紙（表中数字にアンダーライン2本を引いたもの）と、通常の型紙に模様の下絵を描くために使用される小型の転写用型紙である「小本」の法量（表中数字にアンダーライン1本を引いたもの）は除外してある。

#### （法量の分析結果）

表3は、表1に収録された紀年銘のある型紙

の法量の中から、10年・20年・30年・40年・50年ごとの各部法量の平均値を抽出して表にしたもので、これらが時代とともにどのように変化したか、あるいはしなかったのかを明らかにするために制作してある。

型紙の幅については10年ごとの平均値と、それらのさらに総平均値を示している。既に述べたように小紋であれ中形であれ、型紙染が施される対象は着尺が大部分であり、着尺の織幅は江戸時代以降明治時代後期に至るまでほとんど変わっておらず、従って型付けに用いられる板の幅も同様に大きく変えることはなかったと考えられる。そうであれば型紙の全幅（紙の幅）も型の幅（模様部分の幅）にも変化は見られないのが当然と考えられ、実際、表3に示した1から19の時代区分の全期間を通じて、型紙の幅は確かにほぼ40センチ台と41センチ台の狭い範囲に集中している。

しかし一方、型の幅は、時代とともに変化している。それは10年ごとの平均値ではあまりはつきりしないが、20年ごと、30年ごとの平均値を比較すると、江戸時代中期から後期にかけて減少の傾向が見られるように感じられ、特に40年ごとの平均値と50年ごとの平均値において時代的な数値の変化を見ると、このことは一層明らかとなる。

このことは、型付けに用いられる板と生地との幅が江戸時代中期以降大きく変わったとは考えられないことからすると、興味深い事実である。江戸時代前期に出版された女性を讀者とする「諸礼集」や「訓蒙図彙」などの版本では、桃山時代の着装方を継承して、着物を緩やかに着用すべきとされていたものが、江戸時代中期以降、からだにぴったりとした着用形式へと変化していく傾向が見られるが、生地幅にも多少はこの点が反映されていたのかもしれない。あるいは、全般的に女性の着装がこのようにタイトフィットの方向へ向かうのに伴って、着物の仕立て上がり寸法における身幅が小さくなり、縫い代部分が大きくなることを反映して、型付け

の際には、表に出る部分にわずかに余裕部分を加えた寸法を型幅とした可能性もある。この点は、今後「裁ち本」などの当時の縫製指導書や小袖の残欠裂などで確認したいと思う。

型紙と型の天地の法量に関しては、両者が異なる傾向を示していることがわかる。まず型紙の天地は、法量が大きく二つのグループに分けられる。ひとつは天地が19センチから23センチ前後のグループ、もう一つは24センチから27センチ前後のグループで、表3には10年ごとと20年ごとの平均値のみを示したが、30年ごとや40年ごと、50年ごとの平均値を比較しても、これらはともに、時期の移り変わりに伴う一方向的な変化は見られず、前者は平均20センチ台、後者は平均25センチ台で不規則に推移する。

また、型紙の天地が18センチ台以下のものと、逆に28センチ台以上のもも若干は見られるが、型紙そのものの大きさに関しては、基本的に幅が等しく天地の寸法が異なる二つのグループが、型付けの都合に合わせて使い分けられていたと考えられる。但し、何を基準として（目的として）その選択が行われていたのかはわからない。なぜなら、後に述べるように、型の模様部分の天地の寸法には時代的な推移が見られるが、これと型紙の天地の寸法には特に関連が見られないからである。

具体的には次稿に譲るが、明治時代になると型紙の大きさ、特に天地の法量に大きな経時的変化が現れたと推測されるのに対し、すでに見たように江戸時代においてはまだそうした大きな変化は現われていない。ただ、型の天地の法量にそうした動きが窺われるだけである。

型の天地の法量の10年ごと、20年ごと、30年ごと、40年ごと、50年ごとの平均値を観察すると、10年ごと、20年ごとの平均値においては、あまりはつきりしない法量の時代変化が、30年ごと、40年ごとの比較では、江戸時代中期に比べて後期に増加傾向を見ることができると。更に50年ごとの推移では、江戸時代中期から明治時代に向かって、一定して増加傾向にあること



が確認できる。

おそらくこうした傾向が、明治時代になって急速に加速するとともに、型紙そのものの天地の増加現象を誘発し、明治代における多様なサイズの型紙の出現へと繋がっていくものと推測される。

むすびにかえて

明治時代、文明開化の名のもとに、多くの西洋の文物が日本にもたらされ、様々なものに大きな影響を与えたことはよく知られているところであるが、それに伴い、日本にあった伝統的な文物も、新しく欧米からもたらされたものに比較して「古臭いもの」、あるいは「機能的でないもの」として打ち捨てられていった。そうしたものの多くは、幕末の開国以降、日本の文化に興味を持ち始めていた欧米の国々に流出していくこととなった。しばしば語られる仏像や仏教絵画などのほか、袷袋や能装束などの流出もそうしたものの一つである。また浮世絵がヨーロッパ絵画に与えた影響は、絵画におけるジャポニズムとしてよく知られているところであろう。

これに加えて近年では、ヨーロッパのジャポニズム工芸の研究の中で、それらの意匠表現における染型紙の影響がとくに指摘されるようになってきた。ヨーロッパの美術館・博物館所蔵の染型紙には、収蔵された時期や経緯が明らかなものがあり、それらの型紙の制作年代がそれ以前であることがわかる。またそれらの美術館・博物館に所蔵されている型紙の収蔵年代が異なる場合、型紙自体の大きさや型の大きさ、意匠の様式の違いが各コレクション間で見られるとすれば、それらはそれぞれの収蔵時期の間の期間、あるいはそれに近い時期に、そうした特徴や様式が生まれたものと推論できる。

墨書の紀年銘はそのほとんどが江戸時代の年代を示すものであり、明治時代の年代を記したものはほぼその前半に限られている。それは型紙に紀年銘を記す習慣が明治以降はなくなった

ためと考えられる。西洋文化の導入で交通や通信が発達し、情報の伝達や商品の輸送が容易になり、型紙にもより新しさが求められるようになって、あえて紀年銘を残す目的や用途も失われたからであろう。

明治維新以降の型紙流通の状況の変化も関係しているかもしれないが、明治時代から大正時代にかけての型紙は多様化するとともに、特に意匠において変遷の速度が増していったと想像される。また、競合する染織業との間に新たな競争関係なども生じ、作業の効率化も図られ、それは型紙の多様化を生み出したであろう。

なお、明治時代の型紙についての研究も、現代に近い時代であるにも関わらず、江戸時代同様ほとんど行われていないし、その実態も分かっていない。型紙を制作し販売する立場からは、新しいことが重要であり、関心事であったことからすれば、古いものを残そうとしなかったことは自然な成り行きであろう。事実、伊勢白子・寺家地域で現在も型彫りに関わっている人々に取材しても、明治時代の型の変遷については先代や先々代から引き継いだ情報はほとんどないという。従って次稿では、現存する型紙、特に海外の美術館・博物館に所蔵されている型紙を中心に、その様式変遷を明らかにしたいと考える。

なお、本研究は、筆者が研究代表者である、平成20～22年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究（C）「型紙系型染の発生と展開に関する調査研究」及び、筆者が連携研究者である、平成20～22年度文部科学省補助金基盤研究（B）・研究代表者馬淵明子「染め型紙のジャポニズムへの影響に関する研究」の成果の一部である。

註1 墨書の中には、「安永五年申四月十一日 田金屋甚助作也」（鈴鹿市・資料番号95）、「卯月中日 安永五年 申四月十一日 田金屋甚助誂へ」（鈴鹿市・資料番号96）というように、同一日に記されたと考えられる墨書

があり、同資料の「四国中国行き仲間」に記載されている田金屋庄兵衛の一族と思われる田金屋甚助の名が見られるが、両墨書では「作也」と「誂へ」という表記のみが異なる。これらのことから、「安永六酉十月吉日 田金屋庄兵衛本（上）三月九日」（鈴鹿市）などに見られる「本」という表記も、「作也」「誂へ」と同様の意味を示すものと考えられる。

註2 「新田家の型紙について」『型紙 宮城県米山町新田家に伝わる』P.184。

註3 天保5年（1834）7月の伊勢白子・寺家の型売り仲間台帳『天保五年子七月 白子寺家両村紺屋形売共人別名前并出稼国々改帳』には、「一、大伝馬町二丁目江江戸府内出稼。（中略）江嶋村住居 大伝馬式丁目 儀右衛門」と記述が見られ、中島屋が儀右衛門同様、大伝馬町二丁目に居住していることから、江戸ではこのあたりが型屋が集中していた地域であったと考えられる。

表1 紀年銘墨書を持つ型紙一覧表

\* 二重下線は、例外的に値が大きく、平均値に加えなかったもの。

\* 一重下線は、小本であり、平均値に加えなかったもの。

資料			年記		型紙の幅		型紙の天地					型の幅					型の天地							
資料番号	所蔵者	各データベースにおける整理番号	年紀のある墨書	年紀の西暦	年紀の元号	型紙の幅(cm)	型紙の幅の10年ごとの平均	型紙の天地(cm)	天地18.5cm以下	天地19~23cm前後(10年ごとの平均)	天地24~27cm前後(20年ごとの平均)	天地28cm以上	型の幅(cm)	10年ごとの平均	20年ごとの平均	30年ごとの平均	40年ごとの平均	50年ごとの平均	型の天地(cm)	10年ごとの平均	20年ごとの平均	30年ごとの平均	40年ごとの平均	50年ごとの平均
1	鈴鹿市	S1	勢州白子 安藝郡元禄壽(?)申ノ二月 形屋口口本(裏にもあり)	1692	元禄5	41.6		27.1			27.1		<u>38.2</u>						<u>20.3</u>					
2	鈴鹿市	S77	元禄七曆式月吉日形屋 勢州安藝郡白子寺家 次郎作	1694	元禄7	40.8		22.3					38						15					
3	鈴鹿市	S2	元禄八歳 三月十六日 牛天王形屋与四郎 巻にほりた(裏にもあり)	1695	元禄8	44.2		24					38						14.7					
			(平均)			42.2			22.3				38						14.85					
4	鈴鹿市		元禄拾五年 七左衛門	1702	元禄15								37.5						14.7					
5	鈴鹿市		宝永二年まつ井伊助本	1705	宝永2								35.4						12					
6	鈴鹿市	B6	宝永三年(宝永二年か)	1706	宝永3	40.3		25.6					35						12					
7	鈴鹿市	O85	宝永四年 宮原清五郎	1707	宝永4	41.3		21.6					38.3						13.3					
8	鈴鹿市	O88	本田中勢待井兵部 宝永四年 松平出羽守様下屋敷口口口 笠木右衛門本	1707	宝永4	40.5		21.5					38						13.8					
9	鈴鹿市	O89	(裏)寶永七年己(巳)八月十八日 百六十八枚のうち 六枚のうち 平蔵様(裏)正月吉調日 このほんいずかたへまいるおうけに口口口 勢州白子 寺家村 奥山徳八郎本へ 残され下され候間 よりいもてかや済定祐様 この様 七衛門	1710	宝永7	40.6		20.5					37.3						14					
			(平均)			40.68			21.20	25.57			36.92	37.188					13.30	13.69				
10	東京藝術大学		正徳三年巳ノ三月十三日 寺家村形屋兵五郎	1713	正徳3								37.9						13.7					
11	鈴鹿市	O84	正徳五年 午天 平兵衛本 寺尾	1715	正徳5	40.7		18.3					38						13					
12	鈴鹿市	J38	正徳五年未(未?)十二月吉朔日 奥山徳八郎 勢州安藝郡 奥山徳八郎	1715	正徳5	40.8		21.5					36.4						13.2					
13	東京藝術大学		享保一年 勢	1716	享保1								36.1						12					
14	東京藝術大学		(表)享保三年 川治屋喜兵衛(裏) 勢州安藝郡 鼓浦形屋兵太郎	1718	享保3								39.4						14.5					
15	鈴鹿市		享保四歳吉月 奥山吟兵衛	1719	享保4								39.2						13.6					
			(平均)			40.75			19.9				37.83	37.46					13.33	13.54				
16	東京藝術大学		享保七寅七月 形屋徳衛門吉日宇平本	1722	享保7								37.8						15.1					
17	鈴鹿市		享保七稔寅ノ無神月吉日 形屋藤五郎	1722	享保7								37.5						12.7					
18	鈴鹿市		享保八年卯ノ三月朔日 寺家藤五郎	1723	享保8								38						12.7					
19	東京藝術大学		享保十年巳正月鼓浦住人 片屋太良兵衛本	1725	享保10								38.5						13.2					
20	東京藝術大学		享保十年二月吉日 形屋宇平本	1725	享保10								39						12.9					
21	鈴鹿市		享保十年巳二月吉日 形屋宇平本	1725	享保10								38.2						13					









表1 紀年銘墨書を持つ型紙一覧表

135	鈴鹿市	B57	(裏)寛政五 うし初春 嶋村寅(?)右工門ほん	1793	寛政5	38.4	19.2	36	14.2
136	鈴鹿市	S70	寛政五年 白子寺家村形屋布組 □や□□	1793	寛政5	41.3	23.8	35	16.6
137	東北歴史資料館	68	寛政五年六月四日 三(カ)月四日 寛政五歳歳	1793	寛政5			36.4	13.2
138	鈴鹿市	O33	甲 寛政六年 形屋藤八本 かたや藤四郎本(訂正)(裏にもあり)	1794	寛政6	41.3	20.7	37.3	15.2
139	東京藝術大学		寛政七乙卯八月吉日 釜屋喜兵衛本	1795	寛政7			37.3	14.4
140	京都国立博物館	番号無	寛政八年 勢州鼓ヶ浦	1796	寛政8			37.2	15
141	鈴鹿市		寛政八辰とし	1796	寛政8			37	17.4
142	東京藝術大学		寛政八年辰九月改 長谷川恵助ほん	1796	寛政8			37.9	11.9
143	鈴鹿市	O31	寛政八辰冬白子	1796	寛政8	41.1	25	36.2	14.2
144	鈴鹿市		寛政十一未初冬 奥山兵五郎□□□	1799	寛政11			36.2	11
145	東京藝術大学		寛政十一歳未十月吉日 伊勢白子寺家村形屋宗七本	1799	寛政11			36.7	12
146	鈴鹿市	J40	寛政十二年 比村与惣五郎本(嶋村兵五郎本?/小林與惣五郎本?)	1800	寛政12	39.2	20.3	36.2	13
147	東京藝術大学		庚寛政十二申歳四月吉日 亀屋参之助本	1800	寛政12			35.9	17.2
148	鈴鹿市	G45	市川作兵衛本 寛政十二年甲九月□すり 大極上の旨	1800	寛政12	40.2	21.3	36.8	15.5
149	鈴鹿市	L58	寛政十二甲初冬 奥山吟兵衛本	1800	寛政12	41.2	20.7	36.7	14.3
150	鈴鹿市	O32	享和元年 酉秋 嘉多屋吉兵衛本	1801	享和1	40.9	16.9	35.8	12
					(平均)	40.55	20.075	36.54	14
151	東京藝術大学		壬享和二歳戌二月吉日 江戸大傳馬町戴丁目 中島屋	1802	享和2			37.3	20.2(子の他)
152	東京藝術大学		享和二年戌三月 小林兵次郎本	1801	享和2			36.8	13.1
153	鈴鹿市	B12	享和貳年	1802	享和2	41.2	20.7	37.7	11.8
154	鈴鹿市	J16	享和貳年	1801	享和2	41.2	20.5	37.2	11.7
155	鈴鹿市		享和貳年	1801	享和2			37.7	12.2
156	東京藝術大学		享和三年四月	1803	享和3			38	24.5(子の他)
157	東京藝術大学		一時享和三棧月 吉祥日書之 三浦氏	1803	享和3			30.5	21.5(子の他)
158	鈴鹿市	O12	享和三年	1803	享和3	41.2	21	37.5	11.8
159	東北歴史資料館	2105	享和三年吉六廿日源右衛門殿	1803	享和3			19.4	19.6
160	鈴鹿市	O13	享和四年子二月 かまや本	1804	享和4	27.6	41	22	22
161	京都国立博物館	447	文化元子九月上旬 奥山兵五郎本	1804	文化1			36.5	14.2
162	鈴鹿市	O61	文化二ノ秋 奥山兵五郎本	1805	文化2	41.7	20.8	36.5	13.9
163	東京藝術大学		文化四口み月 形屋松平本	1807	文化4			36.9	14.2
164	鈴鹿市	O59	文化四年卯中秋 吉川林蔵本	1807	文化4	41.7	25.3	36.6	15.5
165	鈴鹿市	P57	文化四年卯中秋 奥山兵五郎本	1807	文化4	40.5	19.5	36	14.5
166	鈴鹿市	P58	文化四年卯八月吉日 吉川忠兵衛本	1807	文化4	40.3	19.4	36	13.5
167	鈴鹿市	Q21	文化四年 丁卯六月吉日 吉川忠兵衛本	1807	文化4	39.6	19.7	36	12.3
168	東京藝術大学		文化五辰四月 奥山他蔵本	1808	文化5			36.7	11.4
169	鈴鹿市		文化五年辰六月 奥山兵五郎	1808	文化5			36.5	14















表3 型紙法量平均値変遷表

10年ごとの区切り	西暦(元号)	型紙の幅の平均値(cm)	型紙の天地の平均値(cm)		型の幅の平均値(cm)					型の天地の平均値(cm)				
			10年ごとの平均	天地19~23cm前後 (10年ごとの平均)	天地24~27cm前後 (20年ごとの平均)	10年ごとの平均	20年ごとの平均	30年ごとの平均	40年ごとの平均	50年ごとの平均	10年ごとの平均	20年ごとの平均	30年ごとの平均	40年ごとの平均
1	1692(元禄5)~1701(元禄14)	42.2	22.3	25.57	38	37.188	37.464	37.64	37.71	14.85	13.69	13.54	13.33	13.39
2	1702(元禄15)~1711(宝永7)	40.68	21.2		36.917					13.3				
3	1712(正徳2)~1721(享保6)	40.75	19.9	26.3	37.833	37.805				13.33	13.2			
4	1722(享保7)~1731(享保16)	41.15	20.833		37.794					13.15				
5	1732(享保17)~1741(寛保元)	41.07	20.8667	27	38.029	37.241	37.474			13.63	13.46	13.33		
6	1742(寛保2)~1751(寛延4)	41.82	20.6625		36.873					13.39			13.09	
7	1752(宝暦2)~1761(宝暦11)	41.19	20.4222	26.4	37.718	37.337	37.096			12.45	12.82	13.33		13.48
8	1762(宝暦12)~1771(明和8)	41.02	20.4667		36.838					13.3				
9	1772(明和9)~1781(天明元)	41.19	20.7222	25.83	36.796	36.724				13.85	14.05			
10	1782(天明2)~1791(寛政3)	41.16	20.475		36.592					14.41			13.72	
11	1792(寛政4)~1801(享和元)	40.55	20.075	25.7	36.535	36.547	36.557			14	13.44	13.67		
12	1802(享和2)~1811(文化8)	40.92	20.12		36.557					12.96				
13	1812(文化9)~1821(文政4)	40.89	20.2429	26.03	36.285	35.482				13.91	13.64			13.58
14	1822(文政5)~1831(天保2)	40.94	19.7286		34.553		34.973	35		13.36		13.65	13.71	
15	1832(天保3)~1841(天保12)	41.03	22.7	24.69	34.174	34.078				13.65	13.83			
16	1842(天保13)~1851(嘉永4)	40.83	21.2		35.15					14.03				
17	1852(嘉永5)~1861(文久元)	41.23	21	25.73	35.538	35.512	35.371			14.43	14.51	14.32		13.77
18	1862(文久2)~1871(明治4)	—	—		35.375				35.64	14.9			14.5	
19	1872(明治5)~1881(明治14)	40.37	22.9	—	36.733	—	—			14.43	—	—		
20	1882(明治15)~1891(明治24)	—	—	—	—	—	—			—	—	—		
	総平均値	41.055	20.8786	25.91667	36.460556					13.7542				

染型紙の編年に関する試論 (その1)